

## 防犯ボックスだより 2022年2月号

### クロスボウ (ボウガン) の所持が禁止されます！！

これまで、クロスボウを使用した凶悪事件が、しばしば、テレビ・新聞で報道されてきました。一昨年、兵庫県宝塚市で発生した、クロスボウを使用して、犯人が自分の家族ら4人を死傷（死亡3人、重傷1人）させた事件は、特にショッキングで、記憶に残されている方も多いと思いますが、このような事件を受け、銃砲刀剣類所持等取締法が改正され、今年3月15日以降は、クロスボウの所持が原則禁止され、許可制になります。



### 現在、クロスボウをお持ちの方は・・・

3月15日の段階で所持しているクロスボウについて、

- ① 所持許可の申請をする。
- ② 廃棄する。
- ③ 適法に所持することができる方に譲り渡す。

のいずれかの措置を9月14日までの間にとらないと、不法所持となり、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられますので、十分注意してください。

この機会に、クロスボウを廃棄したい方は、警察に処分依頼をすれば、無償で引き取ってもらえますので、茂原警察署生活安全課にご相談ください。なお、処分依頼は3月15日より前でも受け付けています。

〈クロスボウに関するお問い合わせ先〉

茂原警察署 0475-22-0110 (代表)

### 〈連絡先〉

- (1) 茂原市防犯ボックス【茂原ショッピングプラザアスモATMコーナー】  
Tel 0475-23-8171 (毎日12:00~20:00)
- (2) 茂原市役所 市民部 生活課  
Tel 0475-20-1505 (月~金8:30~17:15)

## 電気の契約切り替えトラブルに注意！！

最近、消費生活センターには、

突然訪ねてきた大手電力会社の代理店を名乗る者に、「電気代が安くなる方法があるので、電気の検針票を見せてほしい。」と言われ、よくわからないまま、申込書に署名し、『供給地点特定番号』を書いてしまった。

今思えば、内容がよく分からないので、解約したいが、どうしたらよいのだろうか。

など、電気の契約に関する相談が多く寄せられています。

日頃、使用量や請求金額以外の記載事項は、さほど気に留めない検針票ですが、検針票に記載されている『顧客番号』や『供給地点特定番号(地点番号)』などの記載情報を元に、勝手に契約を切り替えられてしまうケースもあるため、これらの情報の取り扱いは慎重にお願いします。



### トラブル防止のため、次の点にご注意ください。

- ◆ 安易に検針票を他人に見せないようにしましょう。
- ◆ 契約を切り替えると料金が安くなると勧誘されても、しっかり説明を聞いて、料金プランが自分の利用状況に合っているかよく検討しましょう。  
周りの人に相談するのもよいでしょう。
- ◆ 大手電力会社を名乗るケースがありますが、実際の契約先はどこになるのか、事業者名や連絡先を確認しましょう。

#### 〈ご相談先〉

茂原市消費生活センター TEL 0475-20-1101

相談受付時間 月～金曜日 9:30～12:00

13:00～16:00